

飼料添加物アスタキサンチンの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

アスタキサンチンは、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的として、平成 3 年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された色素である。魚類用飼料 (100 g/t) 及び甲殻類用飼料 (200 g/t) への使用が認められている。

現在、粉末製剤については基準及び規格が設定されている。今般、粉末製剤を、植物性油脂、軽質無水ケイ酸、乳化剤（グリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル）(*) に混合した液状製剤の基準及び規格を設定することについて要望があった。

粉末製剤は、飼料原料に混合して使用されることから、ペレット加工時の高温、高圧によりアスタキサンチンの一部が分解されてしまう。液状製剤の場合には、ペレット加工後に噴霧可能となり、高温、高圧による分解を回避することができる。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、平成 29 年 12 月 19 日、農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

*植物性油脂、軽質無水ケイ酸は、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価されている（平成 24 年 4 月 5 日府食第 342 号）。

乳化剤（グリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル）は、飼料添加物として指定されている。

2. 改正の概要

飼料添加物アスタキサンチンに、液状製剤の基準及び規格を追加する。

3. 今後の方針

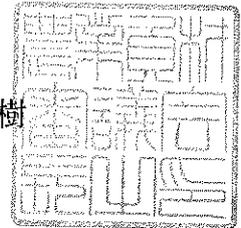
食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の進めを進める。

29資審第21号

平成29年12月19日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



飼料添加物の基準及び成分の規格の改正について（答申）

平成29年3月1日付け28消安第4842号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料添加物アスタキサンチンの基準及び成分の規格を別記のとおり改正することは、適当と認める。

アスタキサンチンについて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において次の事項を基準及び成分規格として定めること（下線部が改正部分）。

各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

アスタキサンチン

ア 製造用原体（略）

イ 製剤（その1）（略）

ウ 製剤（その2 液状）

(ア) 成分規格

本品は、アスタキサンチン製造用原体に、変性食用デンプンを混合した製剤（その1）に、植物性油脂、軽質無水ケイ酸、グリセリン脂肪酸エステル及びポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステルを混和した懸濁液である。

含量 本品は、定量するとき、表示量の90～120%に相当するアスタキサンチン（ $C_{40}H_{52}O_4$ ）を含む。

確認試験 アスタキサンチン製剤（その1）の確認試験を準用する。

定量法 アスタキサンチン製剤（その1）の定量法を準用する。

(イ) 保存の方法の基準

アスタキサンチン製剤（その1）の保存の方法の基準を準用する。

(ウ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の日から3か月